

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部交通企画課、運転免許管理課
根拠法令等	道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号） 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成20年政令第398号）

【改正の概要】

1. 道路交通法関係

75歳以上の高齢者について、免許更新等の講習に認知機能検査が追加されることに伴う認知機能検査手数料の新設及び講習手数料の改定

<新設>

名 称	
認知機能検査手数料	650円
認知機能検査員講習手数料	1時間につき700円

<改定>

名 称		改 定 前	改 定 後
講習手数料 (小型特殊自動車免許以外)	70歳～74歳までの高齢者に係る講習	6,150円 (1時間につき2,050円)	5,800円
特定任意講習手数料	75歳以上の高齢者に係る講習		5,350円
講習手数料 (小型特殊自動車免許のみ)		3,000円 (1時間につき1,500円)	2,350円

2. 地方公共団体の手数料の標準に関する政令関係

自動車運転代行業認定手数料の改定

名 称	改 定 前	改 定 後
自動車運転代行業認定手数料	16,000円	13,000円

施 行 日 1は平成21年6月1日、2は同年4月1日

【その他参考事項】

認知機能検査の概要

- ・ 時間の見当職 ... 現在の「月」、「日」、「年」、「曜日」及び「時間」を記載させる。
- ・ 手がかり再生 ... イラストを記憶させる。  
別の作業を行わせる。  
記憶したイラストをできるだけ思い出させる。  
ヒントを与え、記憶したイラストを思い出させる。
- ・ 時計描画 ... 白紙の回答用紙に円と文字盤を描かせ、指定した時刻となるように時計の針を描かせる。

3つの検査から総合得点を算出し、3つの分類（認知症のおそれの程度）に区分する。

高齢者に係る新しい講習の概要

- ・ 70歳～74歳までの高齢者 3時間の高齢者講習（従前と同じ時間）
- ・ 75歳以上の高齢者 30分の認知機能検査と2時間30分の高齢者講習
  - \* 認知機能検査による分類に基づき、分類に応じた講習を実施
  - \* 認知機能検査により第1分類に区分された高齢者で、過去に認知症を疑わせるような交通違反があった場合は、臨時適正検査を受けなければならない。
  - \* 認知症の診断があった場合には、聴聞等の手続を経たのち、免許の取消し又は停止
- ・ 更新に係る必要な講習が受けれる期間が3ヶ月から6ヶ月に延長。